

宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」実施要領

(趣旨)

第1 建設産業では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

本要領は、就労環境の改善を図り、担い手の確保・育成を図る取り組みとして休日を確保できる環境整備を推進するため、宮城県農業農村整備事業等の工事における「週休2日工事」の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2 土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分を適用する工事を対象とする。(別紙1)ただし、次の各号に該当する工事は除くものとする。

(1) 応急仮復旧工事などの緊急の工事

(2) その他、週休2日工事に適さないと判断される工事(実作業期間が7日未満など)

(発注型式・種別)

第3 週休2日の種別は「現場閉所型」を基本とし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「交替制」とすることができる。

週休2日の区分は、「通期の週休2日」、「月単位の週休2日」、「週単位の週休2日」に分けるものとし、発注者は工事着手前に受注者に対して「週単位の週休2日」、「月単位の週休2日」に取り組むかを協議する。

なお、発注種別・区分の定義は以下のとおりとする

(1) 現場閉所型 : 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉鎖された状態とすることで休日確保の取組を行う。

(2) 交替制 : 現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。

(3) 通期の週休2日 : 対象期間全体で、4週8休相当の休日を取得したと認められる状態。

(4) 月単位の週休2日 : 対象期間のすべての月で、4週8休相当の休日を取得したと認められる状態。

(5) 週単位の週休2日 : 対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態。

【第 I 編】現場閉所型

(用語の定義)

第 4 現場閉所型における次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休 2 日

対象期間を通じた現場閉所の日数が、「週単位の週休 2 日」の場合は 1 週間に 2 日以上、「月単位の週休 2 日」及び「通期の週休 2 日」の場合は 4 週 8 休以上となることをいう。

(2) 対象期間

現場施工に着手した日（準備期間※ 1 は含まない）から現場施工が完了した日（後片付け期間※ 2 は含まない）までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

※ 1：準備期間とは、施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。（ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業（足場設置等）は除く）

※ 2：後片付け期間とは、施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1 日を通して現場や現場事務所が閉鎖された状態をいう。

(4) 4 週 8 休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。月単位の週休 2 日について、暦上の土日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に 4 週 8 休以上の閉所を行ったとみなす。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(実施方法)

第 5 発注者は、週休 2 日工事の実施に当たって、別紙 2 に基づき入札公告及び特記仕様書に、「週休 2 日工事」である旨及び工事の型式（種別）を明示するものとする。

2 発注者は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を現場閉所（以下「休工期」という。）とすることを前提とした工期設定を行うものとする。

3 受注者は、週休 2 日工事の対象期間を通して 4 週 8 休以上の休工期を確保するものとし、施工

計画書の法定休暇・所定休暇の事項において当該工事が週休2日に取り組む旨を明示すること。

(明示方法は任意とする。)

- 4 受注者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、土日・祝日を休日とするよう努めるものとする。
- 5 天候等による現場閉所は休工日として認めるものとする。
なお、災害時の緊急要請などによる現場作業が発生した場合や異常気象による作業不稼働日数が多く発生した場合等における休工日や対象期間の取扱いについては工期の変更を伴うこともあることから、受発注者間の協議により決定するものとし、臨機に対応することとする。
- 6 受注者は、下請企業を含む現場の労働者等に対して、休工日においては、休日又は休暇（以下「休日等」という。）を取得し、事務作業や他現場での作業を行わないよう指導するものとする。
- 7 受注者は、別図1を参考に工事現場に週休2日工事であることを記載したPR看板を設置するものとする。
- 8 受注者が現場閉所型から交替制への変更を希望する場合には、発注者に協議するものとし、発注者は対象期間に入る前に限り、受発注者間の協議により変更を認めることができるものとする。
なお、交替制へ変更する場合は対応する経費についても設計変更の対象となるので留意すること。

(実施確認)

- 第6 受注者は、対象期間の開始日から28日毎に別紙3-1の記載例を参考とし、休日等の取得の実績が確認できる休日等取得実績書（以下、「実績書」という。）を作成し、発注者へ提出するものとする。
- 2 監督職員は、受注者から提出を受けた実績書の実施状況について、必要に応じて受注者からの聞き取り及び資料提示等により作業実態の確認を行うものとする。なお、確認は、工事日報等の記録資料等により実施するものとする。

(積算方法)

- 第7 発注者は、当初発注時においては、補正係数なしで積算し、工事着手前に「通期の週休2日」、「月単位の週休2日」、「週単位の週休2日」のいずれかに取り組むか協議するものとする。受注者が、協議に基づき、「月単位の週休2日」又は「週単位の週休2日」に取り組み、達成した場合は、精算変更時に以下の補正係数及び第5項の補正係数に基づき、達成した区分に応じた補正係数を各経費に乗じて変更するものとする。

	週単位の週休2日 〔 現場閉所 1週間に2日以上 〕	月単位の週休2日 〔 現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上 〕
	労務費	1.02
共通仮設費(率分)	1.05	1.04
現場管理費(率分)	1.06	1.05

2 発注者は、第5条第7項のPR看板の設置費用について、物価資料の「工事標示板」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。ただし、現場環境改善費を計上している場合は、現場環境改善費率に含まれるため、別途計上しないものとする。(災害復旧事業は除く)

3 補正方法

○労務費＝労務費合計×週休2日補正係数

○共通仮設費(率分)＝対象金額×共通仮設費率×施工地域を考慮した補正係数
×週休2日補正係数

○現場管理費(率分)＝対象金額×現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数
×週休2日補正係数

4 第5条第8項に基づき現場閉所型から交替制に種別を変更する場合は、対応する経費について設計変更するものとする。

5 市場単価方式・土木工事標準単価による週休2日の積算にあたっては、現場の閉所状況に応じて、下表の補正係数を乗じるものとする。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.02	1.02
鉄筋工(ガス圧接)		1.01	1.01
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02

防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01

（工事成績考査等）

第8 休日等の取得状況に応じた、工事成績考査における加点評価は行わない。

【第Ⅱ編】交替制

（用語の定義）

第9 交替制における次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

（1）週休2日

対象期間において技術者及び技能労働者が交替しながら、「週単位の週休2日」の場合は1週

間に2日以上休日を確保、「月単位の週休2日」及び「通期の週休2日」の場合は4週8休以上の休日を確保することをいう。

(2) 対象期間

現場施工に着手した日（準備期間※1は含まない）から現場施工が完了した日（後片付け期間※2は含まない）までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

※1：準備期間とは、施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。（ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業（足場設置等）は除く）

※2：後片付け期間とは、施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。

(3) 1週間に2日以上の日

対象期間内に現場に従事した技術者及び技術労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上の水準に達する状態をいう。

(4) 4週8休以上

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

(実施方法)

第10 発注者は、週休2日工事の実施に当たって、別紙2に基づき入札公告及び特記仕様書に、「週休2日工事」である旨及び工事の型式（種別）を明示するものとする。

2 受注者は、週休2日工事の対象期間を通して、当該工事の技術者及び技能労働者が交替しながら、4週8休以上を確保するものとし、施工計画書の法定休暇・所定休暇の事項において当該工事が週休2日に取り組む旨を明示すること。（明示方法は任意とする。）

また、対象者は、施工体制台帳上の元請及び下請負人の技術者及び技能労働者とし、非常勤の者（臨時で従事する者）は除く。

3 受注者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、土日・祝日を休日とするよう努めるものとする。

4 天候等による現場閉所は休工日として認めるものとする。

なお、災害時の緊急要請などによる現場作業が発生した場合や異常気象による作業不稼働日数が多く発生した場合等における休工日や対象期間の取扱いについては工期の変更を伴うことも

現場管理費（率分）	1.03	1.02
-----------	------	------

2 発注者は、第10条第6項のPR看板の設置費用について、物価資料の「工事標示板」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。ただし、現場環境改善費を計上している場合は、現場環境改善費率に含まれるため、別途計上しないものとする。（災害復旧事業は除く）

3 補正方法

○労務費＝労務費合計×週休2日補正係数

○現場管理費（率分）＝対象金額×現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数
×週休2日補正係数

（工事成績考査等）

第13 休日等の取得状況に応じた、工事成績考査における加点評価は行わない。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日以前に入札公告したモデル工事で令和4年4月1日以降に完成検査を行うものについては、要領第8条第1項における工事成績考査への加点評価は令和4年4月1日施行の要領を適用する。

この要領は、令和4年11月1日から施行する。ただし、令和4年10月31日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年11月1日から施行する。ただし、令和5年10月31日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和6年3月31日以前に入札公告したモデル工事については従前の要領による。

この要領は、令和6年11月1日から施行する。ただし、令和6年10月31日以前に入札公告した工事については従前の要領による。

この要領は、令和7年11月1日から施行する。ただし、令和7年10月31日以前に入札公告した工事については従前の要領による。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。ただし、令和8年3月31日以前に入札公告した工事については従前の要領による。